

工事請負契約の一部を変更することについて

平成28年第5回市議会定例会の議決を経て締結したコンビナート電力送電設備整備事業の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥546,480,000-」を「¥517,559,760-」とする。

(参 考)

## 変 更 概 要

### 1 工 事 名

コンビナート電力送電設備整備事業

### 2 変更理由及び変更箇所

- (1) 作業場所確保に伴うマンホール1か所の廃止
- (2) 現場条件に基づく仮設工の減少

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年9月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 コンビナート電力送電設備整備事業
- 2 工 事 場 所 周南市御幸通1丁目地内外
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から  
平成30年3月31日まで
- 4 契 約 金 額 ￥546,480,000-
- 5 受 託 者 周南市御影町1番1号  
株式会社トクヤマ  
取締役常務執行役員  
徳山製造所長 安達 秀樹
- 6 契 約 の 方 法 随意契約